

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 384 回

大変暑い日が続いています。皆様お体には十分御注意ください。

ところで 7 月 4 日の日経新聞に製造業景況が 7 四半期ぶりに改善、路線価上昇率が拡大、そして繁華街や観光地では人出や経済活動が戻り新型コロナウイルス前の水準に回復した・・・等々、何か景気が回復したかのように思える記事が書かれています。はたしてほんとうにそうでしょうか。

一方中小企業の皆様は円安による物価高、原材料費等の高騰、また、続く電気代の上昇やガソリン代の値上げ等々、そのうえ人口減少や少子高齢化に伴う人出不足と相変わらず厳しい状況が続いているように思えます。

こういう非常事態を乗り切るための 1 つのポイントを御紹介します。

上司と部下がお互いに学び、成長する仕組み作りが大切です。そのためには部下からのフィードバックを受ける必要があるのではないのでしょうか？それによって客観的に改善すべき点を把握し、部下目線で物事を捉えることができるようになります。上司がより成長すれば、部下に対するフィードバックの質もさらに高まり、それが部下のさらなる成長につながっていくことでしょう。

双方向のフィードバックは新たな相乗効果をもたらすのです。

(参考図書 フォレスト出版 「聞く力」こそがリーダーの武器である 國武大紀 著)

広い視野で現状を見つめていかなないとなかなか勝ち目がありませんね。

お互い頑張りましょう！

前田の《今人生を語る》第 289 回

めざめよ日本人 (211)

人生に特効薬はない。1 つ 1 つの積み重ねの上にしか花も実もならない。

(参考図書 PHP 研究所 一燈園法話道は開かれている 石川洋 著)

～まさにそうですね。じっくり頑張ってください～

給与支払者は 2 か所以上から給与をもらう者に給与を支払う場合、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がある場合は税額表の「甲欄」、それ以外の場合は「乙欄」で求めた源泉徴収税額を控除します。税額表の該当区分がどちらであっても源泉徴収票の発行が必要となりますが、年の途中で自社が主たる給与の支払者でなくなった(甲欄該当でなくなった)場合、作成方法が通常と異なり国税庁の質疑応答事例では以下のように案内しています。

〔照会〕

当社の従業員は、当社のほかに A 社(主たる給与の支払者)からも給与の支払を受けていたが、7 月から当社が主たる給与の支払者となり、A 社が従たる給与の支払者となりました。

当社及び A 社は、甲の「給与所得の源泉徴収票」をどのように記載すればいいですか。

〔回答〕

(1) 貴社の源泉徴収票の記載について

前職のある従業員の年末調整を行う場合に準じて記載した上、摘要欄に次の事項を記載。

- ・1 月から 6 月までに A 社が支払った給与の総額、源泉徴収税額、社会保険料の金額
- ・A 社の所在地、名称
- ・A 社が「主たる給与の支払者」でなくなった年月日

(2) A 社の源泉徴収票の記載について

1 月から 6 月(甲欄給与)及び 7 月から 12 月(乙欄給与)に係るものを別々に作成し、それぞれの摘要欄に「主たる給与等の支払者」でなくなった旨及びその年月日を記載。

また貴社が行う年末調整の対象とすべき給与は、次のとおりです。

| 給与の支払者 | 給与の支払区分とその支給期間 | | 給与金額及び徴収税額 | 摘要 |
|--------|----------------|----------|------------|---|
| A 社 | 主 (甲) | 1 月～6 月 | ① | 年末調整を行うべき給与の支払者は貴社となり、対象となる給与等の金額は、①+③+④の金額 |
| | 従 (乙) | 7 月～12 月 | ② | |
| 貴社 | 従 (乙) | 1 月～6 月 | ③ | |
| | 主 (甲) | 7 月～12 月 | ④ | |

(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hotei/7/11.htm> より編集)

このように年の途中で税額表の該当区分が変更された従業員がいる場合にはご注意ください。